

令和7年度 小谷村教育委員会2月定例会 会議録

◎開催日時 令和8年2月25日（水）
開会：16時30分 閉会：17時30分

◎開催場所 小谷村教育委員会 相談・応接室

◎出席者 教育長 関 芳明
教育長職務代理人 太田 久吉
教育委員 片山 弥生
教育委員 松澤 彰一
教育委員 深澤 和子

◎欠席者 なし

◎傍聴者 なし

◎職務のため出席した者 教育課長 佐藤 孝行

1 開 会 （16：30）

○教育長 令和7年度 小谷村教育委員会2月定例会の開会を告げる。

2 日程の報告

日程第1 前回会議録の承認

○教育長 日程第1、前回会議録の承認であります。送付させていただきました会議録について何かご指摘等ございますでしょうか。

《特になし》

ありがとうございます。では、送付させていただいたものを会議録とさせていただきます。宜しくお願い致します。

○出席委員 一同了承

日程第2 教育長事務報告

○教育長 日程第2、教育長事務報告になりますが、表紙の裏に前回の定例教育委員会から本日までの、私の参加した行事等について記載してありますのでご覧いただき、ご質疑等あればお願いしたいと思います。台湾交流については、深澤委員さんに協力いただき無事良い交流となりました。2月17日には、小谷村公共交通会議が開催され、令和8年度中にスクールバスのあり方を含めて、検討していくことになりましたのでご承知おきを申し上げます。また、質問等ありましたら、後ほどで結構ですのでお願いします。

日程第3 議案上程、説明、質疑、決定

○教育長 続いて日程第3、議案上程、説明、質疑、決定になりますが、本日5議案を上
程させていただきますので、審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○教育課長 議案第2号 小谷村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の制定について 4月から始まる「こども誰でも通園制度」が創設されることに伴
い、児童福祉法で条例を定めなければならないとなっていて国の基準により制定する
ものであります。

○教育長 補足になりますが、説明ありましたように児童福祉法で、定めるものになりま
す。乳児等通園支援事業を民間で事業を行う場合には、市町村で認可をしなければならない
ことになりますので認可基準を定めています。こども誰でも通園制度は、保育所等に通っ
ていない子供も含めて全ての子供の育ちを応援し、良質な生育環境を整備するとともに、全
ての子育て家庭に対する支援を強化するものと位置づけられております。実際には直営で事
業を行う予定としておりますので、民間で事業を行う場合には、市町村で認可をしなければ
ならないことになりますのでこういった基準を参考にすることになっておりますので、申し
添えさせていただきます。こども誰でも通園制度の実施にあたっては、6ヶ月から3歳未満
の方が対象となります。役場の203会議室で、ふれあい交流事業のにこにこ広場を実施し
ており、対象者が同じと考えていますので、利用について説明しながら、にこにこ広場と同
じ場所で受け入れする予定です。国の基準では1ヶ月月10時間の利用が可能となっていま
すが、経過措置で2年間は時間短縮が可能ですので、月6時間からの開始を考えています。
ご質問あればお願いします。

○松澤委員 対象となる乳児はどれくらいいますか。

○教育長 各学年で10人くらいまして、0歳から3歳までになると30人程で、保育園に
通っていると子どももいますので、15人程度と思います。

○深澤委員 住所は必要ですか。里帰り出産で来ている子どもも対象となりますか。

○教育長 全国で始まりますので、利用については面談して利用してもらいます。一時的
に小谷に来村した場合でも利用は可能です。

○太田職務代理者 月利用は6時間までですか。

○教育長 乳児も預かりますので、1日午前2時間利用を考えています。毎日の利用にな
ると、スタッフも確保しなければならないので、保護者と面談する中で利用日を決めていき
たいと思います。

○片山委員 にこにこ広場は保護者と一緒に参加でき、誰でも通園制度は子どもだけでも
預けられるということですか。

○教育長 子どものみ預けられる制度です。

○深澤委員 毎日利用できるのでしょうか。

○教育長 スタッフが対応できませんので、面談する中で利用日を決めて利用してい
たできます。

○教育長 条例制定については、お認めいただくことでよろしいでしょうか。

○出席委員 一同了承

○教育課長 議案第3号 小谷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 児童福祉法の一部改正による虐

待対応が強化される引用改正です。

○教育長 条例改正については、お認めいただくことでよろしいでしょうか。

○出席委員 一同了承

○教育課長 議案第 4 号 小谷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 児童福祉法の一部改正されたことによる引用改正です。

○教育長 条例改正については、お認めいただくことでよろしいでしょうか。

○出席委員 一同了承

○教育課長 議案第 5 号 小谷村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 児童福祉法の一部改正されたことによる引用改正、内閣府政令による改正です。

○教育長 家庭的保育事業については、事業認可を受けた事業者のことですので、実際には村での事業者はありませんが、認可事業者がでてきた場合は条例を適用することになります。

○教育長 条例改正については、お認めいただくことでよろしいでしょうか。

○出席委員 一同了承

○教育課長 議案第 6 号 梅池ゴールハウスの指定管理者の指定について 指定管理者の指定期間が満了となり、再指定をするものです。

○教育長 指定管理者の指定については、お認めいただくことでよろしいでしょうか。

○出席委員 一同了承

日程第 4 報告・協議事項

○教育長 別紙記載事項以外で、小学校がインフルエンザにより、2月25日 6.4.3年生が学級閉鎖となり、2月26日3年生のみ継続で学級閉鎖となります。他の学年にも感染者はいますが学級閉鎖までには至っていません。

○教育長 児童生徒の様子についてはよろしいでしょうか。

《特になし》

○教育長 令和8年度の予算主要事業について 事務局より説明をお願いします。

○教育課長 別紙資料による。

総務学校係 教員住宅エアコン設置事業 熱中症対策として、教員住宅の4戸7棟にエアコン設置工事費 1,963千円を予算計上しています。

子育て支援係 子ども誰でも通園制度の開始に伴い、保育士報酬 627千円 妊産婦に対する遠方の分娩施設へ交通費宿泊支援の補助金として500千円を計上しています。

○教育長 主要事業について何かありましたらお願いします。

○深澤委員 補助金については何か申請は必要ですか。

○教育長 通院などは係で把握していますので、こちらから案内して補助金申請をしていただくこととなります。

○太田職務代理者 照明のLED化の状況と、小学校のテレビモニターが必要とのことですが予算化されていますか。

- 教育長 LED化は令和7年度で完了しますが、体育館の水銀灯は残っています。
- 教育課長 テレビモニターについては、別の物品を購入するので見送りました。
- 深澤委員 教員住宅は全て入居されていますか。入居できない場合、村営住宅に入居できますか。
- 教育長 教員住宅、村営住宅ともに空きがない状況で、遠方より通勤していただいている先生もいらっしゃいます。他についてはよろしいでしょうか。
- 《特になし》
- 教育長 当面の行事予定は記載のとおり

日程第5 自由討議

- 教育長 自由討議として、何か委員の皆様からあればお願いします。
- 片山委員 前回の定例会で縦割り保育の話がありましたが、保育園に聞いたところ、いずれは、考えて行かなければならないことと捉えていました。
- 教育長 子どものことすべてが保育園で完結するとは考えていませんが、縦割り保育がみんなで話合って良い方向に進むという思いで話はさせていただきました。
- 深澤委員 誰でも通園制度を利用する方は、お弁当は持参になりますか。
- 教育長 昼食やお昼ねを絡むと対応が難しいので、午前中で終わるように考えています。他についてはよろしいでしょうか。
- 《特になし》

日程第6 次回委員会の開催予定

- 教育長 日程第6、次回開催予定ですが、3月25日水曜日になりますがいかがでしょうか。
- 出席委員 一同了承
- 教育長 では次回は3月25日水曜日の16時30分からということでお願いします。では以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会を告げる

(17:30)